

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設となる旅客施設の用途は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路に就航する船舶に係る旅客の利用とともに、同制度の対象となる旅客施設の附帯施設は、当該旅客施設の機能を確保するための道路、駐車場及び橋梁並びに当該旅客施設の周辺の環境を整備するための緑地及び広場とするものとする。 (第四条の三関係)

第二 港湾協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言に係る国土交通大臣の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができるものとする。 (第二十二条関係)

第三 緊急確保航路として瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域を定めるものとする。 (別表第五関係)

第四 この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十五号）の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行するものとする。 (附則第一項関係)

第五 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二項及び第三項関係)